

さわら検討会議（仮称）について（案）

平成24年度以降のサワラ資源（瀬戸内海系群を言う。以下同じ）については、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画で構築された協力体制に鑑み、下記に記載の趣旨のもと、今後とも関係者が一体となった検討体制を推進するものとする。

（趣旨）

新たな資源管理指針・計画制度の下、サワラ資源の適切な管理を推進していくためには、関係府県で均衡のとれた資源管理指針（以下、「指針」とする。）を作成し、それに基づく資源管理措置（漁獲管理、種苗放流等）を確実に実施していくことが重要である。

そのため、関係府県間において、あらかじめサワラの資源管理措置に関する協議を行い合意を得た上で、資源管理措置を実行しうる指針の策定等の検討を行うことが必要である。

また、栽培漁業については、平成22年に策定された第6次栽培漁業基本方針において、「関係する都道府県間の連携及び共同組織の構築を推進するとともに、必要に応じ、種苗放流に関して知識と経験を有する団体及び国も含めた推進体制づくりを図ることとする。」とされており、サワラ資源については、瀬戸内海関係府県等による種苗生産体制の構築に向けた取組が行われている。

これらの状況を踏まえ、今後、サワラ資源の適切かつ効率的な管理を行っていくためには、漁獲管理と種苗放流を一体的に推進していくことが重要であることから、これら資源管理措置を「さわら検討会議」（以下、「検討会議」とする。）において一体的に協議・検討する。

（検討会議における協議の内容等）

- ・科学的根拠に基づく漁獲管理及び種苗放流等に関する検討。
- ・漁獲管理の実施状況、資源量、漁獲量等の把握。
- ・種苗放流の実施状況の把握。
- ・その他会議の趣旨を達成するために必要なこと。

（参加機関）

- ・サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会（仮称）（全国漁業協同組合連合会）
- ・瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会（社団法人全国豊かな海づくり推進協会）
- ・瀬戸内海サワラ関係府県
- ・独立行政法人水産総合研究センター（アドバイザー）
- ・瀬戸内海漁業調整事務所（事務局）

（資源管理措置の検討）

検討会議において資源管理措置の検討を行う際には、サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会（仮称）及び瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会における意見、検討結果等を踏まえて行う。

（瀬戸内海広域漁業調整委員会等との連携）

瀬戸内海広域漁業調整委員会等において、サワラ資源の協議・調整が行われる際には、検討会議における検討状況及び瀬戸内海広域漁業調整委員会等における審議状況等について、相互に情報提供する等連携をとりつつサワラ資源の適切な管理を推進する。

さわら検討会議（仮称）

さわら検討会議の役割

サワラ資源（瀬戸内海系群）の適切かつ効率的な管理を行っていくためには、漁獲管理と種苗放流を一体的に推進していくことが重要であることから、これら各措置を一体的に協議・検討する。

業務内容

- ・科学的根拠に基づく漁獲管理及び種苗放流等に関する検討。
- ・漁獲管理の実施状況、資源量、漁獲量等の把握。
- ・種苗放流の実施状況等の把握。
- ・その他会議の趣旨を達成するために必要なこと。

参加機関

- ・サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会（仮称）（全漁連）
- ・瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会（社）全豊協
- ・瀬戸内海サワラ関係府県
- ・（独）水産総合研究センター（アドバイザー）
- ・瀬戸内海漁業調整事務所（事務局）

指針制度における全体スキーム図

漁獲管理・種苗放流の実施

